

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年2月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200665 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200120 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 21 年 12 月 25 日の標準賞与額を 146 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成 21 年 12 月 25 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 12 月 25 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 25 日

A社において、年 1 回賞与が支給されていたが、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。

調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 A社が請求期間当時に給与計算等を委託していた税理士事務所から提出された請求者の平成 21 年 12 月支給分賞与明細書及び当該事務所の税理士の陳述により、請求者は、請求期間において同社から賞与（160 万円）を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（上限 150 万円）より低い標準賞与額（146 万 7,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、146万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月25日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 前述の賞与明細書により確認できる賞与支給額に見合う標準賞与額（上限150万円）は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（146万7,000円）を超える額であることから、平成21年12月25日の標準賞与額については、150万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。